
4. 型式認定申請事項の変更

型式認定を受けた浄化槽の申請事項を変更する場合の手続き、様式について述べます。申請事項の変更については、浄化槽法第14条第3項及び浄化槽の型式認定に関する省令（昭和60年9月27日・建設省令第11号）第1条第4項に規定されています。

この規定に基づき、建設省住宅局建築指導課長通知「別添・浄化槽法の施行および運用について（昭和60年9月30日・建設省住指発第553号-2）」に従い、変更手続きを行なうこととなります。

4.1 型式認定事項の変更の届出

(1) 変更届出をすべき場合

型式認定事項の届出をしなければならないのは、認定申請書に記載した「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」「工場の所在地」「工場の名称」又は、「浄化槽の名称」を変更した場合です。

(2) 変更の届出書

①型式認定事項の変更の届出については、認定事項の変更の届出書を正本1通、副本1通を、管轄の各地方整備局等担当係（「3. 認定番号と認定書の交付」別表2参照）に提出し、副本に届出番号、及び届出年月日が記入されて返却されます。

②型式認定事項の変更の届出書の様式は、「V. 認定事項変更届出書・報告書様式(記載)例」の様式26によるものとしませんが、記載事項については、次の諸点に留意して下さい。

(ア)「浄化槽の名称」を変更する場合にあっては、浄化槽の名称欄には、変更前のものを記入すること。

該当する浄化槽が多く、本欄に収まらない場合は、「別紙による」とし、別紙にて一覧表を作成する。

(イ)「変更に係る事項」については、「氏名又は名称」「住所」「法人の代表者の氏名」「工場の所在地」「工場の名称」「浄化槽の名称」のうち、該当するものを記載すること。

(ウ)「変更前」及び「変更後」については、「変更に係る事項」の変更前及び変更後の内容をすべて記載すること。

本欄に収まらない場合は、「別紙による」とし、別紙にて一覧表を作成する。

(エ)「氏名又は名称」「住所」「法人の代表者の氏名」「工場の所在地」又は「工場の名称」を変更する場合（「工場の所在地」又は「工場の名称」を削減する場合を除く）には、登記簿謄本もしくはこれに代わる書面、または住民票の抄本などを添付すること。

(オ)「浄化槽の名称」「認定番号」及び「認定年月日」については、同一の変更事項を有する型式が複数ある場合には、同一の届出書で申請できます。

4.2 添付図書記載事項の変更の報告

変更の報告をしなければならないのは、浄化槽の型式認定に関する省令（昭和60年9月27日建設省令第11号）の図書の記載事項を変更する場合で、次の七～十のものです。報告書の様式は「V. 認定事項変更届出書・報告書様式(記載)例」の様式27とし、変更届出書と同様に正副各1通を管轄の各地方整備局等に提出します。

- 一 処理方式及び処理能力を記載した書面
- 二 構造図
- 三 仕様書
- 四 計算書
- 五 処理工程図
- 六 浄化槽の構造基準に係る試験の結果を記載した書面
- 七 製造方法及び製造設備の概要を記載した書面
- 八 検査方法及び検査設備の概要を記載した書面
- 九 施工要領書
- 十 維持管理要領書

※一～六は、原則として、変更できません。

注 意

(1) 変更の届出

- ①変更後の届出は、すみやかに提出して下さい。
- ②「代表者」「所在地」「工場名及び所在地」の変更が最も多いものですが、必ず登記簿謄本などを付けて下さい。
- ③正、副2通必要です。右肩に正、副と記載して下さい。

(2) 添付図書（七～十）記載事項の変更の報告

- ①変更後の報告は、すみやかに提出して下さい。
- ②正、副2通必要です。右肩に正、副と記載して下さい。

(3) 添付図書一～六の変更について（構造・仕様の変更）

- ・添付図書の一～六については、原則として変更は認められないこととなっています。
- ・変更する場合は、別型式として新規に認定を申請する必要があります。
- ・申請にあたり、型式名については特にこだわりません。（同型式名でも可）
- ・申請要否の判断基準は、型式認定を取得した図書中の構造、仕様に変更があるかどうかによります。

また、添付図書の一部にかえて、型式適合認定書で申請されている場合は、型式適合認定書（別添仕様書及び図面）に変更があるかどうかによります。

型式認定における浄化槽の構造・仕様の変更に関する手続きフロー

